

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | |
|--|---|---------|-----------|
| 会社名 | 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ | コード | 8377 |
| 提出日 | 2026/5/28 | 異動(予定)日 | 2026/6/23 |
| 独立役員届出書の提出理由 | 第23期定時株主総会に社外役員1名(新任)の選任議案が付議されることに伴い、独立役員の指定を行いたく届出するもの。 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | | |
|----|--------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-------|----|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | | | | |
| 1 | 舟本 馨 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 2 | 小川 万里絵 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 3 | 横井 裕 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 4 | 牧野 真也 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | △ | | | 有 |
| 5 | 奥村 浩子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 6 | 坂東 真理子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
|----|---|--|
| 1 | 該当なし。 | 警察庁や株式会社整理回収機構における要職の歴任を通じて培った豊富な経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める独立性基準、当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。 |
| 2 | 該当なし。 | 日本銀行における要職の歴任を通じて培った豊富な経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める独立性基準、当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。 |
| 3 | 該当なし。 | 外務省における要職の歴任を通じて培った豊富な経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める独立性基準、当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。 |
| 4 | 2024年7月まで取締役に就任していた明治安田生命保険相互会社は、当社との間に役員保険の取引がありますが、その金額は同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。 | 明治安田生命保険相互会社における豊富な金融機関経営の経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める独立性基準、当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。 |
| 5 | 該当なし。 | 外国系金融機関における要職の歴任や弁護士としての業務を通じて培った豊富な経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める独立性基準、当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。 |
| 6 | 該当なし。 | 金融・経営分野及び行政・教育分野における豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める独立性基準、当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。 |

4. 補足説明

当社が定める独立性判断基準は以下のとおり。

当社における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

(1) 当社グループを主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

(2) 当社グループの主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

(3) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。

(4) 当社グループを主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。

(5) 当社グループから、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

(6) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

(7) 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者。

A. 上記(1)~(6)に該当する者。

B. グループ会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」の定義
 事実的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※「主要な」の定義
 直近事業年度の連結売上高(当社の場合は連結業務粗利益)の1%以上を基準に判定する。

※「法人等」の定義
 法人以外の団体を含む。

※「多額」の定義
 過去3年平均で、年間1,000万円以上

※「近親者」の定義
 二親等以内の親族

※「重要でない者」の定義
 「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。